



埼玉県報

第2157号

平成22年2月12日

金曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [自動車税の収納事務委託\(税務課\)](#)
- [新税務システムネットワーク機器等賃借に関する入札公告\(税務課\)](#)
- [新税務システム基幹サーバ等賃借に関する入札公告\(税務課\)](#)
- [県有地の売却に関する入札公告\(管財課\)](#)
- [圏央道幸手 I C \(仮称\) 東側地域の整備計画に係る戦略的環境影響評価報告書\(環境政策課\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [県営土地改良事業大内沢地区 \(中山間地域総合整備事業\) の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業小柱地区 \(中山間地域総合整備事業\) の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業腰ノ根地区 \(中山間地域総合整備事業\) の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業泉田地区 \(中山間地域総合整備事業\) の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [県道朝霞蕨線の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道北根菖蒲線の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

○ [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

○ [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年二月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人太陽の輪
- 三 代表者の氏名
高橋 陽子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鳩ヶ谷市南二丁目七番八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、不登校若しくは引きこもりなどを経験したため、又はその状態を継続しているために、一般的な就職などによる社会的な自立が困難になると予想される、又は現実に困難になっている当事者に対して、不登校若しくは引きこもりなどの状況から脱却する機会を提供し、かつ、就労支援事業、居場所を提供するなど社会的自立を援助する事業を行い、すべての当事者が自立した生活を送れることに寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十二年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都江東区豊洲三丁目三番二号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 山下 徹	自動車税に係る徴収金の 収納事務（左欄の徴 収金のとりまとめ）	平成二十一年十一月一 日から平成二十四年二 月二十九日まで
東京都港区六本木一丁目八番七号 株式会社イーエム・ピーエム・ジャ パン 代表取締役社長 本多 利範 東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グローサースチエーン株式会社 代表取締役 藤田 秀一	自動車税に係る徴収金 の収納事務（上欄に掲 げるそれぞれの受託者 の直営店舗及びこれら の者とフランチャイズ 契約等を締結している 加盟店舗における収納 事務）	同右
愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役社長 中村 元彦 神奈川県横浜市中区日本大通十七番 地 株式会社スリーエフ 代表取締役社長 中居 勝利		

群馬県前橋市亀里町九〇〇

株式会社セーブオン

代表取締役社長 土屋 嘉雄

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社セブンイレブン・ジャパン

代表取締役社長 井阪 隆一

東京都千代田区岩本町三丁目十番一
号

株式会社デイリーヤマザキ

代表取締役社長 田嶋 誠

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上田 準二

東京都千代田区神田錦町一丁目一番
地

ミニストップ株式会社

代表取締役社長 阿部 信行

東京都品川区大崎一丁目十一番二号

株式会社ローソン

代表取締役社長 新浪 剛

告 示

埼玉県告示第百七十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

新税務システムネットワーク機器等賃借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 23 年 1 月 1 日（土）から平成 27 年 12 月 31 日（木）まで。ただし、平成 23 年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」又は「電子計算に関する業務」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置

を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (6) 国、都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の基幹業務システム（財務会計、税務システム等）のサーバ等の構築実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部
税務課税務総合オンライン担当 篠沢、稲田 電話 048-830-2668（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、電子サービス窓口の「入札・調達」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県職員会館音楽室 A 平成 22 年 2 月 18 日（木）午前 9 時

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 3 月 29 日（月）午前 10 時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 3 月 26 日（金）午後 5 時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部税務課 平成 22 年 3 月 29 日（月）午後 2 時 10 分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗

じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成 22 年 3 月 3 日（水）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成 22 年 2 月 22 日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成 22 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Lease New Taxation System Network Machines.

(2) Deadline for Submissions

By the electronic bidding system: 10:00 am, March 29, 2010

By registered mail or in person: 5:00 pm, March 26, 2010

(3) Contact Point for More Information

Taxation Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Ph. 048-830-2668

告 示

埼玉県告示第百七十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

新税務システム基幹サーバ等賃借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 23 年 1 月 1 日（土）から平成 27 年 12 月 31 日（木）まで。ただし、平成 23 年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」又は「電子計算に関する業務」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置

を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (6) 国、都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の基幹業務システム（財務会計、税務システム等）のサーバ等の構築実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部
税務課税務総合オンライン担当 篠沢、稲田 電話 048-830-2668（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、電子サービス窓口の「入札・調達」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県職員会館音楽室 A 平成 22 年 2 月 18 日（木）午前 10 時 30 分

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 3 月 29 日（月）午前 10 時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 22 年 3 月 26 日（金）午後 5 時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部税務課 平成 22 年 3 月 30 日（火）午前 10 時 10 分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗

じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成 22 年 3 月 3 日（水）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成 22 年 2 月 22 日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成 22 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required

Lease New Taxation System Server.

(2) Deadline for Submissions

By the electronic bidding system: 10:00 am, March 29, 2010

By registered mail or in person: 5:00 pm, March 26, 2010

(3) Contact Point for More Information

Taxation Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Ph. 048-830-2668

告示

埼玉県告示第百七十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ 物件の表示

物件番号 一

土地の所在			地目		地積(平方メートル)	
上尾市富士見二丁目二二五番六	宅地	一、四五二・五	上尾市富士見二丁目二二五番七	宅地	二五三・八一	
上尾市富士見二丁目二二五番八	宅地	二七・九二				

建物の所在

種類

延床面積(平方メートル)

上尾市富士見二丁目二二五番地六

共同住宅

六三五・四

物件番号 二

土地の所在			地目		地積(平方メートル)	
上尾市中分二丁目一九番一	宅地	一五・三	上尾市中分二丁目一九番一	宅地	一二五・四九	

土地の所在

地目

地積(平方メートル)

上尾市中分二丁目一九番一

宅地

一五・三

上尾市中分二丁目一九番一

宅地

一二五・四九

建物の所在			種類		延床面積(平方メートル)	
上尾市中分二丁目一九番地一	居宅	八・二八	上尾市中分二丁目一九番地一	居宅	七七・三九	

建物の所在

種類

延床面積(平方メートル)

上尾市中分二丁目一九番地一

居宅

八・二八

上尾市中分二丁目一九番地一

居宅

七七・三九

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県総務部管財課公有財産担当 清水、三角

電話〇四八―八三〇―二五八一（直通）

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十二年三月一日（月）から三月五日（金）までの午前十時から午後四時までの間（正午から午後一時までの間を除く。）に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

(一) 物件番号 一

平成二十二年三月十一日（木）午前十時三十分から

(二) 物件番号 二

平成二十二年三月十一日（木）午前十一時三十分から

各締切後改札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 職員会館二階二

一会議室

八 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

二 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額（銀行振出の小切手により納付すること。）

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者

告示

埼玉県告示第百七十六号

圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画に係る戦略的環境影響評価報告書の計画等策定者の氏名及び住所等について公告し、及び当該報告書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 計画等策定者の氏名及び住所

幸手市長 町田 英夫

埼玉県幸手市東四丁目六番八号

二 対象計画等の名称及び種類

イ 名称

圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画

ロ 種類

複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成、研究所用地の造成）

三 縦覧期間

平成二十二年二月十二日（金）から同年三月十二日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

四 縦覧の期間及び場所

イ 時間

午前九時から午後四時三十分まで

ロ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

幸手市企業誘致推進室

久喜市環境課

杉戸町環境課

茨城県五霞町建設環境課

五 意見書の提出

当該報告書について環境の保全と創造の見地からの意見を有する者は、計画等策定者に対し、環境への配慮に関する意見書を提出することができる。

イ 提出期間

平成二十二年二月十二日（金）から同年三月十二日（金）まで

ロ 提出先

告 示

埼玉県告示第百七十七号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二の規定により告示する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

児玉郡神川町大字渡瀬字御嶽城山一四一一、一四一二、字御嶽一四一八の一、一四二〇の八、一四二三の一、一四二七の一、一四二七の四

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第七十八号

県営土地改良事業大内沢地区（中山間地域総合整備事業）の工事を平成十九年十月三十一日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百七十九号

県営土地改良事業小柱地区（中山間地域総合整備事業）の工事を平成十二年十月三十一日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百八十号

県営土地改良事業腰ノ根地区（中山間地域総合整備事業）の工事を平成十五年三月五日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百八十一号

県営土地改良事業泉田地区（中山間地域総合整備事業）の工事を平成十四年七月十五日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 三五 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

東松山市大字岩殿字雪見峠一七三八番五、字入山一四〇〇番五

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六・九立方メートル

告 示

埼玉県告示第百八十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 一九 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

坂戸市大字森戸字上川原一〇七一番一他七三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二七五一・五立方メートル

浸透効果量 〇・七六一立方メートル毎秒

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝霞蔭線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市本町二丁目一八番八地先まで	朝霞市本町二丁目一八番八地先から	区 間
一九・七七	一〇・六六	敷地の幅員 (メートル)
三二・九七		延長 (メートル)
道路改良工事		備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

<p>北 根 菖 蒲 線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>二 番 一 地 先 ま で</p>	<p>供 用 開 始 の 区 間</p> <p>南 崎 玉 郡 菖 蒲 町 大 字 菖 蒲 字 西 堀 九 四 一 番 五 地 先 か ら 同 郡 同 町 大 字 菖 蒲 字 西 堀 九 三</p>
<p>平 成 二 十 二 年 二 月 十 二 日</p>	<p>供 用 開 始 の 期 日</p>
<p>延 長 一 二 五 ・ 六 〇 メ ー ト ル</p>	<p>備 考</p> <p>平 成 二 十 一 年 十 月 三 十 日 付 け 埼 玉 県 杉 戸 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 六 十 五 号 で 告 示 し た 道 路 区 域 の 一 部 供 用 開 始 で あ る。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十一年十二月十日

指令川建セ第二一〇一二七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月八日

第二一〇一六七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字西戸字前原六五二一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一四一八

有限会社 島田運送 代表取締役 島田征広

入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一四一〇

島田征広

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十二月二十一日

指令越建セ第二一〇一三五〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月九日

第四〇〇一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字上大崎字上五八九―二、五九〇―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

志木市幸町二丁目六―四一 ラークヒルズⅡ 二〇三号

新井 昇

告 示

埼玉県教委告示第三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年二月十八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十二年年度埼玉県教育行政重点施策の策定について

ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十二年二月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十二年二月十七日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ロ その他